

滋賀県青少年の健全育成に関する条例が改正されました。

令和5年10月20日公布

令和6年4月20日施行



この条例は、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為および環境から青少年を保護し、青少年の健全な育成に寄与することを目的としています。

1. 青少年の年齢規定の拡大

健全育成を阻害する行為の規制について、青少年の保護を手厚くするため年齢規定が拡大されました。



6歳以上18歳未満の者

改正

18歳未満の者

2. 深夜外出の制限規定の改正

罰則：10万円以下の罰金または料料

深夜に、保護者の承諾などがある場合を除き、青少年をその住居等以外の場所にとどめおくことは、犯罪被害等に遭いやすく青少年の健全な育成を阻害する環境となるため、深夜外出の制限に追加されました。



連れ出す、同伴する

※深夜＝午後11時～午前5時

追加

とどめおく
(宿泊させるなど)



3. 新設 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止 罰則：30万円以下の罰金

青少年に対し児童ポルノ等の提供を求める行為は、いわゆる自画撮り被害などに繋がり、青少年の健全な育成を阻害することになるため、今回改正により禁止されました。

さらに、次のいずれかに該当する場合には、罰則が設けられました。

- ① 拒まれたにもかかわらず、提供を求めた
- ② 威迫、欺き、困惑させ、提供を求めた
- ③ 対償の供与、その約束等により、提供を求めた



4. 新設 使用済み下着等の譲受け等の禁止

罰則：30万円以下の罰金

青少年から使用済み下着等を買受ける等の行為は、青少年の倫理観や労働観の喪失などに繋がり、健全な育成を阻害することになるため、今回改正により禁止されました。

青少年の使用済み下着等（だ液、ふん尿を含む）に関する次の行為には、罰則が設けられました。

- ① 対償の供与、その約束により、譲り受ける
- ② 青少年から有償の譲渡の委託を受ける
- ③ 青少年に有償の譲渡の相手方を紹介する
- ④ 青少年に有償で譲渡するよう勧誘する

これらの行為を知って、場所の提供や周旋することも禁止されました。（罰則あり）



※ 上記2、3、4の行為は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできません。（過失がないときを除く。）

営業者の方へ

- ・図書等の販売店
- ・がん具等の販売店
- ・カラオケルーム
- ・インターネットカフェ
- ・質屋
- ・古物商
- ・貸金業者
- ・金属屑回収業者



左の営業者等には、上記の改正内容のほか、次のような規制の対象となる場合があります。

- ・有害図書等の販売制限、陳列方法等
- ・有害興行の入場規制等
- ・有害がん具等の販売制限
- ・インターネット利用の制限
- ・有害行為のための場所提供等
- ・質受け、買い受け、貸し付け等の制限
- ・深夜の営業を行う施設への立入りの制限

お問い合わせ先

滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

電話 077-528-3551

FAX 077-528-4868